

## 刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年12月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

### 記

- 議案第51号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第53号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第54号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について  
議案第55号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について  
議案第56号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について  
議案第57号 農用地利用計画の変更について（協議）  
報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第40号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について  
報告第41号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について  
報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第43号 農地改良届出について

### 農業委員

出席者 13名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

13番 酒井 行教
-----------

### 農地利用最適化推進委員

出席者 12名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
----------	----------	---------	----------

5 番 戸田 一成	6 番 杉浦 克己	7 番 三浦 和博	8 番 尾嶋 二郎
9 番 杉浦 克敏	10 番 清水 文高	12 番 高須 哲也	13 番 稲垣 重雄

欠 席 者 1 名

11 番 平野 正美
------------

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 2 番 井野 容次 11 番 神谷 友裕

議 事

議 長 はじめに、議案第 55 号整理番号 120 を上程し、事務局に説明を求めます。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規程されておりますので、山田友樹委員は退席していただきます。

(山田友樹委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

議案書の 12 ページをご覧ください。

議案第 55 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号 120〕

(所在及び面積)



(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)



(借受人)



(利用目的)

田

(期間)

令和7年1月1日から令和11年11月30日まで

説明は以上です。

議長 議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第55号整理番号120を原案通り決定します。

(山田友樹委員着席)

議長 次に、議案第56号整理番号23から26を上程します。  
なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条の規程により、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広  
委員 それでは事務局に説明を求めます。

事務局

14ページをご覧ください。

議案第56号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号23〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和7年1月1日から令和16年1月31日まで

以下、18ページの〔整理番号26〕までの申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広  
委員

議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第56号整理番号23から26を原案通り決  
委 員 定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 次に、議案第51号から議案第57号及び報告第38号から報告第  
43号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページをご覧ください。  
議案第51号  
農地法第3条の規定による許可について

[受付番号16]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するものです。申請地取得後の  
●●●●の経営面積は、受付番号17の案件と合わせて66aとなり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしていると考えます。

[受付番号17]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

内容は先の案件と同様です。

[受付番号18]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するものです。申請地取得後の●●●●の経営面積は2,800aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号19]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するものです。申請地取得後の●●●●の経営面積は37aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号20]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するものです。申請地取得後の●●●●の経営面積は102aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3ページをご覧ください。

議案第52号

農地法第4条の規定による許可申請について

[受付番号3]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

自己用住宅建築

申請地は、北部市民センターの東約450mのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、家族4人で生活するには手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟58.83㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4ページをご覧ください。

議案第53号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

[受付番号9]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年6月12日

(事由)

納税猶予適用のため

〔受付番号 10〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年6月12日

(事由)

納税猶予適用のため

5 ページをご覧ください。

議案第54号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

〔受付番号 11〕

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

死亡（令和6年9月10日）

〔受付番号12〕

（所在及び面積）

●●●●

（主たる従事者）

●●●●

（申請人）

●●●●

（根拠法令）

生産緑地法第10条

（原因）

死亡（令和6年5月3日）

6ページをご覧ください。

議案第55号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号108〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（利用目的）

田

（期間）

令和7年1月1日から令和16年11月30日まで

以下、12ページ〔整理番号120〕までの申し出がありました。  
内容については、それぞれ記載のとおりです。

13ページをご覧ください。

議案第56号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号20〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和7年1月1日から令和16年11月30日まで

以下、18ページ〔整理番号26〕までの申し出がありました。  
内容については、それぞれ記載のとおりです。

19ページをご覧ください。

議案第57号

農用地利用計画の変更について（協議）

〔変更内容 除外〕

〔整理番号 1〕

（所在及び面積）

●●●●

（申出人）

●●●●

（事業計画）

分家住宅

申出地は、富士松図書館の北東約 2 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が 1 0 h a 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて夫と子 2 人の 4 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅 1 棟 1 4 2 . 4 3 m<sup>2</sup>を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号 2〕

（所在及び面積）

●●●●

（申出人）

●●●●

（事業計画）

駐車場

申出地は、富士松支所の北東約 3 0 0 m のところに位置していま

す。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申出人は、名古屋市に本社を置き、加工・販売業を主な事業とする法人です。申出人は、今川町の敷地内にて事業を展開していますが、業績好調に伴い駐車場が不足していること、荷量増加に伴う路上待機トラックが引き起こす渋滞に対応するため、新たな駐車場の整備を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場8台分、549㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号3〕

(所在及び面積)



(申出人)



(事業計画)

分家住宅

申出地は、一里山市民館の東約500mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて妻と子の3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、分家住宅1棟89.20㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

20ページをご覧ください。

報告第38号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号30〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

以下、〔受付番号33〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

21ページをご覧ください。

報告第39号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号109〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、24ページ〔受付番号125〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

25 ページをご覧ください。

報告第40号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

●●●●

(当該事業年度売上高)

●●●●

(事業の種類)

生産する農畜産物

乳用牛、肉用素牛

関連事業等の内容

畜産物の飼育・販売、生乳生産、乳製品の  
製造・販売

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

26 ページをご覧ください。

報告第41号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

ピーマン、葉物野菜

(生産収量)

ピーマン10,000kg、葉物野菜7,000kg

(反収)

ピーマン4,192.8kg、葉物野菜2,190.9kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

27ページをご覧ください。

報告第42号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[受付番号31]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年11月11日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、28ページ[受付番号34]までの通知がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

29ページをご覧ください。

報告第43号

農地改良届出について

〔受付番号7〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和6年11月13日から令和6年12月25日まで

以下、〔受付番号9〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案並びに報告について、ご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

稲垣重雄 19ページの議案第57号〔受付番号2〕について、土地所有者  
委員 が3名おり、住所がそれぞれ違いますが、親戚ですか。

事務局 正確な関係性は確認できていませんが、3名とも相続で権利を受けていることから、親戚だと思われます。

議 長 共同所有ということでしょうか。

事 務 局 その通りです。

議 長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第51号から議案第57号及び報告第38号から報告第43号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声があり。)

議 長 異議なしと認め、議案第51号から議案第57号及び報告第38号から報告第43号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

1 1 番 \_\_\_\_\_

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀